

厚生省保管旧軍人 韓国人遺骨  
処理方針 (案)

44. 10. 30

北東アジア課

第3回 日韓定期関係会議の外務関係個別会議

でのコミニエテ草案作成の際に旧軍人韓国人遺骨

に関して日韓間には合意をみた別紙の了解に

基づき次の方針により処理することとする。

1. 本件遺骨の引渡しを受けることが出来る者

は、別紙了解に基づき遺族<sup>(注1)</sup>及び縁故者

(注2)とする。

2. 上記の遺族または縁故者は死没者との

身分関係を明らかにすることができる戸籍の

謄(抄)本及び本人の現住地(韓国内)を明らか

にすることができる書類のほか 在京韓国大使館

の承認書をとえて 日本国政府に申請すること。

4. 上記申請の受付は 外務省 北東アジア課

で行なう。

4. 厚生省 接護局は 外務省から ~~送~~<sup>転</sup> 達された

申請書類を審査し、遺骨引渡しの可否を

決定する。 右決定を行なう上で 必要ある

と認めるときは 外務省と協議を行なう。

5. 引渡しがきまった遺骨は、外務省が厚生省

から受けとりこれを在京韓国大使館に引渡す。

同大使館より申請人本人への引渡しのため

本図に送付される。

6. ~~本件~~遺骨保管に関する日本国政府の責任

は外務省が当該遺骨を韓国大使館に

引渡しした時に終了する。

(注1) 韓國民法第777条に定める親族に  
該当する<sup>者</sup>~~者~~をいう。

第777条 親族関係による法律上の効力

は、本法又は他の法律に特別な規定

がない限り、次の各号に該当するものに

及ぶ。

1. 8親等以内の父系血族

2. 4親等以内の母系血族

3. 夫の8親等以内の父系血族

4. 夫の4親等以内の母系血族

5. 妻の父母

6. 配偶者

(注2) 死没者が属していた宗親会の会長

または韓国民法第963条第1項に

いう「縁故ある者」のように死没者と

密接な関係を有する者をいう。